

岩手県告示第130号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、木造建築士試験を次のとおり行う。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時

- (1) 学科の試験 令和3年7月11日(日)午前10時10分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験 令和3年10月10日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

- (1) 試験地 盛岡市
- (2) 試験場 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目18番8号

3 受験手続

(1) 受験の申込方法

新規受験者を含めた全ての者がインターネットにより受験の申込みを行うこととし、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力すること。

なお、インターネットによる受験の申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日(水)までにセンター本部に申し出ること。

- (2) 受付期間 令和3年4月1日(木)から同月15日(木)まで
- (3) 受付時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

4 その他 詳細については、公益財団法人建築技術教育普及センター（郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 電話番号03-6261-3310）に問い合わせること。